

令和3年度 群馬県フロン類充填回収技術講習会 募集要領

1 群馬県フロン類充填回収技術講習会の概要

群馬県及び一般社団法人群馬県フロン回収事業協会の共催により「群馬県フロン回収技術講習会」を開催し、これまで延べ3,000人ほどのフロン回収技術者を育成してきました。

「フロン回収・破壊法」が改正され、平成27年4月に「フロン排出抑制法」が施行されましたが、この改正法では、第一種特定製品の使用中における適正な管理が求められており、冷媒の漏えいを抑制するための点検や充填を実施する者は「十分な知見を有する者」であることされています。

この講習会は、「群馬県フロン回収技術講習会」修了者又はフロン類回収の十分な知見を有する者を対象に点検及び充填に係る「十分な知見を有する者」を養成するものであり、「フロン排出抑制法に係る知識等の習得を伴う講習の確認申請」を行い、環境省及び経済産業省において、適正性が確認された講習です（環境省及び経済産業省のホームページで確認済講習一覧に記載、公表されています。）。

講習会の最後に考査を実施し、合格者には群馬県知事から修了証が交付されます。講習会修了者は、「十分な知見を有する者」の区分C「十分な実務経験を有し、かつ、点検及び充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者」に該当します。

また、講習会修了者は、フロン類を冷媒とする冷凍空調機器からの冷媒フロンの回収を行う者及び冷凍空調機器のうち空調機器については圧縮機電動機又は動力源エンジンの定格出力25kW以下の機器、冷凍冷蔵機器については圧縮機電動機又は電動源エンジンの定格出力15kW以下の機器について、冷媒系統（当該施設を構成する機器中の冷媒を保有している系統をいう。）の漏えい点検及び冷媒フロン類の充填が行えます（適用範囲は区分Aの第二種フロン類取扱技術者に相当します。）。

なお、修了証の有効期限は、修了証交付の日から5年を経過する日の属する年度末までです。

- | | |
|----------|---|
| 2 日時及び場所 | 令和4年2月24日（木）
9:30～17:00 群馬県庁舎 29階 291 会議室（9:00 から受付） |
| 3 申込期日 | 令和4年1月14日（金） |
| 4 募集人員 | 60名（定員になり次第、締切ります。） |
| 5 講習会受講料 | 15,500円（税込額）（テキスト代を含みます。） |

6 受講資格

講習会の受講者は、次の条件すべてを満たす必要があります。

- (1) 群馬県フロン回収促進協議会及び群馬県フロン回収事業協会が実施した「群馬県フロン回収技術講習会」を受講、講習後の修了考査に合格し、群馬県知事の修了証を交付された者又はフロン類回収の十分な知見を有する者（フロン類回収の十分な知見を有する者とは、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律充填回収業者等に関する運用の手引き」の「回収に関する基準」において「フロン類回収の十分な知見を有する者」に列記された資格を有する者とする。）別紙のイ～ケまでの資格者
- (2) 日常の業務において、日常的に冷凍空調機器の整備や点検及び冷媒の充填に3年以上の実務経験を有する技術者であって、直近5年間高圧ガス保安法やフロン排出抑制法を遵守し、違反したことがない者
- (3) 現在及び今後にわたり冷媒フロンの充填作業等に携わる予定のある者

7 申し込み方法

- (1) 講習会の受講申込みをされる方は、次の書類を一般社団法人群馬県フロン回収事業協会に提出してください。

ア 講習受講願書（様式1）

願書の表面の所定欄に顔写真（大きさ：縦3cm×横2.4cm、3ヶ月以内に撮影されたカラーで肩から上で鮮明なもの）を、また、裏面の所定欄に受講料振込領収書（写し）を貼付のこと。なお、顔写真は、画像データ化して技術者証の作成に使用しますので、技術者証用の写真の添付は不要です。

イ 添付書類

- ① 「群馬県フロン回収技術講習会」の修了証の写し、又は「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律充填回収業者等に関する運用の手引き」の「回収に関する基準」に定めるフロン類回収の十分な知見を有する者であることを証する書面の写し（別紙のイ～ケ）
- ② 実務経歴書（様式2）

前項の受講資格（2）の実務経験を有すること等を証する実務経歴書。ただし、事業主が証明できない場合は、当該経験を証明できる立場の者の証明とし、受講者本人が事業主の場合は、記載事項に相違ない旨記載した誓約書を添付してください。

ウ 提出方法

角2封筒（A4用）に上記の提出書類を折らずに入れ、必ず配達記録の残る方法（書留や特定記録等）で郵送してください。（封筒の前面に「群馬県フロン類充填回収技術講習会申込書在中」と明記してください。）

(2) 講習会受講料の振り込み等

ア 次の口座に受講料をお振り込みのうえ、領収書（写し）を様式1の裏面貼付欄に貼付してください。なお、振込手数料はご負担ください。

【振込口座】 銀行名 群馬銀行 本店営業部
口座番号 普通預金 2561449
口座名 一般社団法人 群馬県フロン回収事業協会
シヤ)ゲンマケンフロンカイシュウジギョウキョウカイ

イ 口座に振り込まれた順での受け付けとなります。

(3) 受講票の送付及び講習テキスト等の送付

受講資格を審査し講習会受講料の入金を確認した後に、受講票及び講習会テキスト等をお送りします。なお、講習終了後の考査は厳正に行いますので、テキスト等で事前に講習内容を御確認ください。

8 講習内容

- (1) 冷媒フロン類の地球環境問題
- (2) 冷凍空調機器に関わる関係法令
- (3) 冷凍の基礎と冷凍機内の冷媒状態変化
- (4) 冷凍空調機器の漏えい点検・修理
- (5) 冷媒フロン類の回収・充填
- (6) 群馬県フロン類充填回収技術講習会運用規程
- (7) 修了考査

9 講習会当日の注意

- (1) 講習会当日は受講票を忘れずに持参し、受付に提出してください。また、受講票と一緒に送付する「冷媒フロン類充填回収技術マニュアル」及び「同マニュアル追補」は必ず持参してください。忘れた場合は受講ができません。
- (2) 受付は、講習会開始時刻の30分前から始めます。
- (3) 講習会の最後に考査を実施します。修了考査において所定の成績が得られない場合は不合格となり、修了証は発行されませんのでご承知ください。
- (4) 考査のときに必要な鉛筆、消しゴム等筆記具を必ず持参してください。
- (5) 「新型コロナウイルス感染症」の感染予防のため、講習中のマスク着用及び手洗い・手指の消毒等をお願いします。また、朝出かけられる際には、ご自身の平熱であることの確認も忘れずにお願いします。

10 主催

群馬県（環境森林部環境保全課）
一般社団法人群馬県フロン回収事業協会

1 1 問い合わせ先

一般社団法人群馬県フロン回収事業協会

群馬県前橋市紅雲町一丁目 7 番 1 2 号 (電話 : 027-260-8234)

1 2 その他

(1) 昼食は、各自で用意してください。

県庁舎内には、3 1 階にレストラン、地下 1 階に食堂及び売店があります。

(2) お車で来られる方は、県庁の県民駐車場をご利用ください。

なお、県民駐車場は機械式の立体駐車場のため、入庫に時間がかかりますので、時間に余裕をもっておでかけください。

<別紙>

フロン排出抑制法

第一種特定製品の充填回収業者等に関する運用の手引き

環境省 経済産業省

フロン類回収の十分な知見を有する者

第一種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した者が十分な知見を有する者と考えられる。なお、業務用冷凍空調機器の回収に係る資格には、主に以下のようなものがある。

- ア. 冷媒フロン類取扱技術者
- イ. 冷媒回収推進・技術センター（RRC）が認定した冷媒回収技術者
- ウ. 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）
- エ. 冷凍空気調和機器施工技能士
- オ. 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- カ. フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者
- キ. 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
- ク. 技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械））
- ケ. 自動車電気装置整備士（ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る）

受講資格